２　非居住者が、法第三十七条の十三の三第一項の株式交付により所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合において、その交付を受けた株式交付親会社の株式が恒久的施設管理株式交付親会社株式（当該非居住者の恒久的施設において管理する当該株式交付に係る所有株式に対応してその交付を受けた株式交付親会社の株式をいう。次項において同じ。）以外の株式に該当するときは、当該非居住者の当該株式交付に係る所有株式（当該非居住者の恒久的施設において管理するものを除く。）の譲渡については、同条第一項の規定は、適用しない。

３　恒久的施設を有する非居住者が恒久的施設管理株式交付親会社株式の全部又は一部につきその交付の時に当該非居住者の事業場等（所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等をいう。以下この項において同じ。）に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として管理しなくなる行為を行った場合には、その行為に係る恒久的施設管理株式交付親会社株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間で移転が行われたものとみなして、同号の規定を適用する。

４　法第三十七条の十三の三第一項の規定の適用を受けた個人が同項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社の株式に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に掲げる金額の合計額を当該株式交付親会社の株式の取得価額とする。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合　当該株式交付により譲渡した所有株式の取得価額に当該株式交付に係る株式交付割合を乗じて計算した金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該株式交付により譲渡した所有株式の取得価額

二　当該株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該費用の額

第二十五条の十三第二項中「前条」を「前条第四項」に改め、同条第五項中「この条及び」を「この項、第三十二項、第三十三項及び第三十七項並びに」に改め、同条第六項第一号中「法第三十七条の十四第二十二項」を「同条第二十二項」に改め、同条第八項第二号中「で、その者の同条第十三項に規定する住所等確認書類（以下この条、次条第二項及び第四項並びに第二十五条の十三の八において「住所等確認書類」という。）の提示又はその者の法第三十七条の十四第十三項に規定する特定署名用電子証明書等（以下この条、次条第二項及び第四項並びに第二十五条の十三の八において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第十項各号中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第十七項中「の口座を」を「の口座が」に、「提出を受けた当該」を「第五項に規定する提出を受けた当該」に、「提出後」を「第五項に規定する提出後」に、「いう。以下この項及び」を「いう。」に、「提出があつた」を「次条第一項に規定する提出があつた」に改め、「最後に」の下に「同項に規定する」を加え、同項ただし書中「非課税口座異動届出書の」の下に「同項に規定する」を加え、同項第一号中「の提示」を「（第二十五条の十の二第十五項に規定する住所等確認書類をいう。以下この号において同じ。）の提示」に、「の送信」を「（同項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。以下この号において同じ。）の送信」に改め、同条第二十一項各号中「の口座を」を「の口座が」に改め、同条第二十五項第四号ロ及び第二十九項各号中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削る。

第二十五条の十三の二第一項中「。以下この項及び第六項」を「。以下この項」に、「に記載され、又は記載されるべき」を「（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている」に、「を確認し」を「の確認をし」に改め、「（電磁的方法により提供された当該非課税口座異動届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、同条第二項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第四項中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」及び「。第六項において同じ」を削り、同条第五項中「前項の規定による」を「前項に規定する」に改め、同条第六項中「）の」の下に「第一項に規定する」を加え、「第一項」を「同項」に、「提出の」を「第四項に規定する提出の」に、「第四項」を「同項」に改め、同条第七項中「若しくは当該」を「又は当該」に、「変更又は」を「変更若しくは」に、「同項」を「全部」に改める。

第二十五条の十三の八第二項中「設定しよう」を「開設しよう」に改め、同条第三項、第五項第二号及び第六項第二号中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削る。

第二十五条の十九第三項第二号中「を課税標準として課される」を「（法第四十条の五第一項又は第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る」に改める。

第二十五条の二十第七項中「第七号」を「第五号」に改める。

第二十五条の二十五第九項中「第二十五条の十九第五項」を「第五項」に、「読み替える」を「、「第四十条の五第一項」とあるのは「第四十条の八第一項」と読み替える」に改める。

第二十六条第二項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加え、同条第二十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第三十一項中「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える。

第二十六条の三第八項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改める。

第二十六条の十七第一項中「及び同法第百十六条」を「、同法第百十六条」に、「とする」を「及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とする」に改める。

第二十六条の二十第四項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同条第九項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第二十八項中「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十九項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に、「第二十四項」を「「同条第十二項」とあるのは「法第四十一条の十三の三第十二項」と、「第五条の二第十七項」とあるのは「第五条の二第十九項の規定により読み替えられた同条第十七項」と、「第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、「電磁的方法（」及び「をいう。）」を削り、「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「係る第二十五項」を「係る第二十七項」に改め、同項ただし書中「第三条の二第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「を提出した」を「の提出をした」に改め、「より、当該書類」の下に「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五項」を「第二十七項」に、「第二十六項」を「第二十八項」に改め、「、当該発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を」を削り、「第二十七項」を「第二十九項」に、「提出しなければ」を「当該発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法（同条第十二項において準用する法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。）による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。）をしなければ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十五項から第十九項まで及び第二十二項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及